

## 利用上の注意

### 1 結果について

「結果の概説」中に用いている事業所数及び従業者数についての全国及び都道府県の数値等は、総務省・経済産業省公表の「令和3年経済センサス-活動調査 産業横断的集計（事業所に関する集計・企業等に関する集計）」に基づいて作成している。

### 2 調査期日

売上（収入）金額、費用等の経理事項は令和2年（2020年）1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年（2021年）6月1日現在の数値である。

### 3 調査の対象

- ・ 調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行っている。
  - (1) 日本標準産業分類大分類A－「農業，林業」に属する個人経営の事業所
  - (2) 日本標準産業分類大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
  - (3) 日本標準産業分類大分類N－「生活関連サービス業，娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
  - (4) 日本標準産業分類大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所
- ・ 令和3年経済センサス-活動調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。

### 4 集計の対象

甲調査の売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。

### 5 経理事項における消費税の取扱い

甲調査の売上（収入）金額、費用等の経理事項は令和2年（2020年）1年間の数値である。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)

### 6 産業横断的集計

経済センサス-活動調査では、全産業共通で把握する事項（産業横断的事項）と産業ごとに把握する事項（産業別事項）を設定して調査しており、この調査報告においては産業横断的集計について公表している。

## 7 表の符号等

「 0 」、「 0.0 」：表章単位未満の数値

「 - 」：皆無又は該当数値なし

「 △ 」：負数（減少）

「 … 」：該当数値が不詳又は不明

「 X 」：秘匿数値（※）

※ 集計対象となる事業所（企業）の数が1又は2の場合、秘密保護の関係から、売上（収入）金額、費用総額及び純付加価値額の数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

## 8 ホームページのみ掲載の統計表について

本報告書では掲載していないが、ホームページでは掲載している統計表は次のとおりである。

第 6 表 産業小分類、従業者規模（11 区分）、経営組織（2 区分）別事業所数及び男女別従業者数

第 7 表 産業小分類、区市町村別民営事業所数及び従業者数

第 8 表 産業中分類、出向・派遣従業者の有無別民営事業所数並びに従業上の地位（6 区分）、男女別従業者数及び出向・派遣従業者数

第 9 表 産業中分類、単独・本所・支所（3 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数

第 10 表 区市町村、経営組織（8 区分）別事業所数及び男女別従業者数

第 11 表 区市町村、産業大分類、従業者規模（11 区分）、経営組織（2 区分）別事業所数及び男女別従業者数

第 12 表 経営組織（3 区分）、区市町村、産業中分類、従業者規模（11 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数

第 13 表 経営組織（2 区分）、産業小分類、常用雇用者規模（11 区分）別事業所数及び男女別常用雇用者数

第 14 表 区市町村、経営組織（2 区分）、産業大分類、常用雇用者規模（11 区分）別事業所数及び男女別常用雇用者数

第 15 表 産業小分類、従業者規模（11 区分）別個人経営の民営事業所数及び男女別従業者数

第 16 表 産業小分類、従業者規模（11 区分）別法人経営の民営事業所数及び男女別従業者数

第 17 表 区市町村、経営組織（4 区分）、産業中分類、単独・本所・支所（3 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数

第 18 表 区市町村、産業中分類、開設時期（12 区分）別民営事業所数及び従業者数

第 19 表 区市町村、産業中分類別民営事業所数、従業者数及び売上（収入）金額

第 20 表 区市町村、産業中分類別民営事業所数、事業従事者数及び純付加価値額

第 21 表 企業産業（小分類）、資本金階級（10 区分）、単一・複数別会社企業数及び企業従業者数

第 22 表 企業産業（大分類）、企業従業者規模（12 区分）、資本金階級（10 区分）別会社企業数及び企業従業者数

- 第 23 表 区市町村、企業産業（小分類）、企業常用雇用者規模（11 区分）、経営組織（2 区分）、資本金階級（10 区分）、単一・複数別会社企業数、事業所数及び企業従業者数
- 第 24 表 企業産業（中分類）、資本金階級（10 区分）、外国資本比率（8 区分）別会社企業数
- 第 25 表 区市町村、企業産業（中分類）、企業常用雇用者規模（11 区分）別会社企業数及び企業常用雇用者数
- 第 26 表 区市町村、企業産業（中分類）、経営組織（3 区分）、企業常用雇用者規模（11 区分）、単一・複数別会社企業数
- 第 27 表 企業産業（小分類）、会社の決算月別会社企業数
- 第 28 表 区市町村、町丁目、産業大分類別民営事業所数及び従業者数
- 第 29 表 区市町村、町丁目、産業大分類、経営組織（2 区分）、従業者規模（11 区分）別事業所数及び従業者数
- 第 30 表 区市町村、町丁目、産業中分類別民営事業所数及び男女別従業者数
- 第 31 表 区市町村、町丁目、経営組織（8 区分）別事業所数及び従業者数
- 第 32 表 区市町村、町丁目、経営組織（4 区分）、従業上の地位（6 区分）、男女別従業者数、出向・派遣従業者数及び事業従事者数 -民営-
- 第 33 表 区市町村、町丁目、経営組織（4 区分）、単独・本所・支所（3 区分）別民営事業所数及び従業者数
- 第 34 表 区市町村、町丁目、開設時期（12 区分）別民営事業所数及び従業者数
- 第 35 表 区市町村、町丁目、資本金階級（10 区分）別会社企業数及び企業従業者数

## 9 その他

- (1) 本報告書における境界未定地域とは、千代田区、中央区及び港区の境界未定地並びに鳥島等の所属未定地をいう。
- (2) 集計数値
- ア 従業者数及び売上（収入）金額等一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所・企業を対象として集計している。そのため、統計表間で事業所数、企業数、従業者数、事業従事者数が一致しない場合がある。
- イ 「結果の概説」の売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていないため、試算値（総務省・経済産業省が令和 5 年 6 月 27 日に公表した「参考表全産業の事業所の売上（収入）金額に関する試算値」より抜粋）を利用した。
- 「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
- ウ 本報告書の数値は、総務省・経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (3) 企業等（会社企業）を対象にした集計において、「事業所数」、「企業従業者数」、「企業常用雇用者数」、「売上（収入）金額」、「費用総額」及び「純付加価値額」は、東京都に本社等を有する企業等を対象に企業単位で集計しているため、他の地域に所在する数値を含んでいる（「事業所数」、「企業常用雇用者数」、「売上（収入）金額」、「費用総額」及び「純付加価値額」は海外を含み、「企業従業者数」は国内のみである）。

- (4) 構成比などの比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が総数とならない場合がある。また、「売上（収入）金額」、「費用総額」及び「純付加価値額」は単位未満を四捨五入しているため、数値の合計が総数とならない場合がある。
- (5) 日本標準産業分類大分類A-「農業、林業」及びB-「漁業」については、「結果の概説」では「農林漁業（個人経営を除く）」として表章している。
- (6) 本報告書においては、原則として事業内容等が不詳の事業所を除いている。「事業内容等が不詳の事業所」とは、事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。
- (7) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000495533.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000495533.pdf)

- (8) 甲調査の調査対象の事業所（企業等）は、平成28年経済センサス-活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。
- このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができないことから、平成28年経済センサス-活動調査結果については「参考」と表章している。
- 集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

## 10 各統計表についての注意

### 【各統計表共通事項】

- (1) 産業大分類及び産業中分類の数値には、産業中分類格付不能及び産業小分類格付不能の数値を合算しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。
- (2) 従業者数及び常用雇用者の総数には、男女別が不詳の従業者を含むため、男性と女性の合計は総数と一致しない場合がある。
- (3) 会社企業の総数は、資本金額が不詳の会社企業を含むため、各資本金階級の合計と総数は一致しない場合がある。
- (4) 町丁目が不詳の事業所が存在するため、町丁目の合計は総数と一致しない場合がある。

### 【各統計表個別事項】

- (1) 第1表、第6表、第7表、第13表、第15表及び第16表
  - ・各産業中分類に属する産業小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の正式な名称は、「管理、補助的経済活動を行う事業所（XX産業中分類名）」である（XXは産業中分類番号）。詳細は「付6」参照。
- (2) 第2表及び第19表
  - ・売上（収入）金額は、必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計しているため、他の統計表の事業所数及び従業者数とは一致しない。
  - ・事業所単位で売上（収入）金額の把握を行わない産業（「D 建設業」、「F 電気・ガ

ス・熱供給・水道業」、「G 情報通信業」のうち「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」、「H 運輸業、郵便業」、「J 金融業、保険業」、「O 教育、学習支援業」のうち「81 学校教育」、「Q 複合サービス事業」のうち「86 郵便局」、「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」）では、売上（収入）金額を表章していない。

・外国の会社及び法人でない団体を除く。

(3) 第3表及び第20表

・純付加価値額は、必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計しているため、他の統計表の事業所数及び事業従事者数とは一致しない。

・外国の会社及び法人でない団体を除く。

(4) 第5表

・「J 金融業、保険業」の売上（収入）金額は経常収益を合算し、費用総額は経常費用を合算している。

・売上（収入）金額、費用総額及び純付加価値額は、必要な事項の数値が得られた会社企業を対象として集計しているため、他の統計表の会社企業数及び企業従業者数とは一致しない。

(5) 第8表

・従業者数の総数、各従業上の地位の従業者数及び他からの出向・派遣従業者の総数は、男女別及び従業上の地位が不詳の従業者を含むため、各項目の合計と一致しない場合がある。

(6) 第9表及び第33表

・総数は、法人でない団体を含むため、単独事業所、本所・本社・本店及び支所・支社・支店の合計と一致しない場合がある。

(7) 第27表

・年間に複数回決算を行う会社企業は、それぞれの決算月に計上しているため、各決算月の合計と総数は一致しない場合がある。

(8) 第32表

・従業者数の総数には、従業上の地位が不詳の従業者が含まれるため、内訳の合計は総数と一致しない場合がある。

本報告書に掲載された統計データ等を引用・転載する場合には、東京都総務局統計部「令和3年経済センサス - 活動調査報告（産業横断的集計 東京都概況）」から引用・転載した旨を明示すること。

この報告書についての問い合わせ先

東京都 総務局 統計部 産業統計課 経済構造統計担当

電話 03(5321)1111（代表） 内線 25-561

03(5388)2542（ダイヤルイン）

ホームページアドレス「東京都の統計」（経済センサス - 活動調査報告）

<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/ecensus/kzsensuska/ka-index.htm>

